

第91期

報告書

2015年4月1日から2016年3月31日まで

目次

■ 事業報告	01
■ 連結計算書類	25
■ 計算書類	34
■ 監査報告	42

(第91期定時株主総会継続会開催ご通知添付書類)

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の世界経済は、米国では景気は回復し、欧州でも緩やかな景気回復が続きましたが、アジアでは中国を中心に景気は総じて減速いたしました。また、日本経済は、中国経済の減速などにより輸出が弱含み、個人消費及び設備投資の持ち直しも緩慢なことから、本格的な景気回復には至りませんでした。

このような状況下で、当社グループは「グローバル・ワンストップ・ソリューション企業」を目指し、「グローバルリテール事業の成長」、「ソリューション事業の拡大」及び「原価低減の加速、生産性向上による安定収益体制の構築」に鋭意努めてまいりました。

売上高につきましては、為替の影響もあり、5,328億18百万円（前連結会計年度比2%増）となりました。営業損益及び経常損益につきましては、2012年8月にIBMから買収したグローバルコマースソリューション事業における粗利低下、新オペレーションシステム費用などの追加発生に伴う販売費及び一般管理費増加、ハードウェアの在庫評価減、並びに販売用ソフトウェアの評価減の影響などにより、営業利益は16億1百万円（前連結会計年度比91%減）、経常損失は22億98百万円（前連結会計年度は103億91百万円の経常利益）となりました。また、最終損益につきましては、グローバルコマースソリューション事業において、主要顧客の投資抑制及び新規顧客のプロジェクト見直しに伴い、中期的な事業計画及び販売計画を見直したことにより、のれんを含む固定資産について減損損失845億57百万円を特別損失に計上したことなどから、親会社株主に帰属する当期純損失は1,034億49百万円（前連結会計年度は11億49百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

以上の厳しい状況に鑑み、当事業年度に係る剰余金の配当に関しましては、中間配当及び期末配当ともに誠に遺憾ながら無配といたしました。株主の皆様におかれましては、何卒ご了承賜りたいと存じます。

当連結会計年度の各事業の経過及びその成果は、次のとおりであります。

事業別売上高及び構成比

事業区分	前連結会計年度 2014年4月1日から 2015年3月31日まで		当連結会計年度 2015年4月1日から 2016年3月31日まで		前連結会計年度比 増減	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	増減額 (百万円)	増減率 (%)
リテールソリューション	324,395	60	324,809	60	414	+0
プリンティングソリューション	213,105	40	220,174	40	7,069	+3
計	537,500	100	544,984	100	7,484	+1
消 去	△12,923	—	△12,166	—	757	—
合 計	524,577	—	532,818	—	8,241	+2

(注) ①前連結会計年度まで「システムソリューション」及び「グローバルソリューション」の事業区分により表示しておりましたが、事業運営体制の変更に伴い、当連結会計年度から「リテールソリューション」及び「プリンティングソリューション」の事業区分により表示しております。これに伴い、前連結会計年度の数値については、新しい事業区分により組み替えて表示しております。

②上記表及び以下に記載する事業別売上高は、事業間の売上消去前にて表示しております。

③過年度決算に関し会計上の誤謬が判明したため、上記表及び以下に記載する前連結会計年度の事業別売上高等については、当該誤謬の訂正後の数値を記載しております。

リテールソリューション事業

売上高 **3,248億円** 前連結会計年度比 **4億円増**

主要な事業内容

国内及び海外市場向けPOSシステム、国内市場向け複合機、国内市場向けオートIDシステム並びにその関連商品の開発・製造・販売・保守サービス

国内及び海外市場向けPOSシステム、国内市場向け複合機及び国内市場向けオートIDシステム並びにその関連商品などを取り扱っているリテールソリューション事業は、欧米及び国内において小売業の投資意欲が伸び悩むとともに、競合他社との競争激化が続く厳しい事業環境の中で、マーケットニーズにマッチした新商品の開発、主力・注力商品の拡販、エリア・マーケティングの推進、コスト競争力強化による収益体質向上などに鋭意注力いたしました。

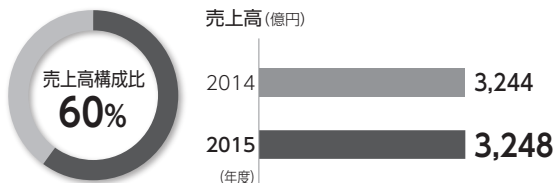
国内市場向けPOSシステムは、流通小売業の新規出店計画の見直しなどを背景に厳しい状態が続く中で、セルフレジ、セルフオーダーシステムなどが好調であったものの、ショッピングセンター向け端末などの販売が減少したことから、売上は減少いたしました。

海外市場向けPOSシステムは、主要顧客の投資抑制の影響などで伸び悩みましたが、為替の影響により、売上は増加いたしました。

国内市場向け複合機は、販売台数が減少したことなどにより、売上は減少いたしました。

国内市場向けオートIDシステムは、医療向けラベルプリンタの売上が伸長したものの、前連結会計年度に大口物件が集中した反動により、売上は減少いたしました。

この結果、リテールソリューション事業の売上高は、3,248億9百万円(前連結会計年度比4億14百万円増)となりました。また、同事業の営業損失は、グローバルコマースソリューション事業の損益悪化などにより114億80百万円(前連結会計年度は4億20百万円の営業損失)となりました。



プリンティングソリューション事業

売上高 **2,202億円** 前連結会計年度比 **3%増**

主要な事業内容

海外市場向け複合機、海外市場向けオートIDシステム及びその関連商品並びに国内及び海外市場向けインクジェットの開発・製造・販売・保守サービス

海外市場向け複合機、海外市場向けオートIDシステム及びその関連商品並びに国内及び海外市場向けインクジェットなどを取り扱っているプリンティングソリューション事業は、競合他社との価格競争激化が続く厳しい事業環境の中で、戦略商品の拡販、パーティカル市場と新規事業領域の開拓及びアライアンス戦略の推進による拡販などに鋭意注力いたしました。

海外市場向け複合機は、当社独自の商品・顧客網を活用した差異化による販売活動の推進、マレーシア及びタイでの販売拠点の設立、為替の影響などにより、米州市場及びアジア市場において伸長したことから、売上は増加いたしました。

海外市場向けオートIDシステムは、米州の大手顧客向け販売及び欧州市場向け高速ラベルプリンタなどの販売が好調であったことや為替の影響などにより、売上は増加いたしました。

インクジェットは、国内、欧州及びアジア顧客向けの販売が好調であったことから、売上は増加いたしました。

この結果、プリンティングソリューション事業の売上高は、2,201億74百万円(前連結会計年度比3%増)となりました。また、同事業の営業利益は、販売費及び一般管理費増加の影響などにより130億82百万円(前連結会計年度比25%減)となりました。

(注) オートIDシステムとは、ハード・ソフトを含む機器により、自動的にバーコード、ICタグなどのデータを取り込み、内容を識別・管理するシステムをいいます。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施いたしました当社グループの設備投資の総額は87億24百万円（前連結会計年度比28%増）であります。

① 当連結会計年度に完成した主要設備

次世代インクジェットヘッド生産設備の一部
フランスのカラートナー生産設備

② 当連結会計年度に継続中の主要設備の新設、拡充

次世代インクジェットヘッド生産設備の拡充
電磁環境試験設備の新設

③ 重要な設備の売却、撤去、滅失等

該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当社グループは、設備投資などに自己資金を充当しており、当連結会計年度中に増資及び社債発行などの特別な資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

今後の世界経済は、米国では景気は緩やかに回復し、欧州でも緩やかな景気回復が続くものと予想されます。一方、アジアでは中国を中心に景気は総じて減速するものと予想されます。また、日本経済は、海外経済の減速などによる景気下振れリスクがあるものの、個人消費及び輸出が徐々に持ち直すことから、緩やかに景気回復するものと予想されます。

このような状況下で、当社グループは「グローバル・ワンストップ・ソリューション企業」を目指し、「グローバルリテール事業の成長」、「ソリューション事業の拡大」及び「原価低減の加速、生産性向上による安定収益体制の構築」に、グループ一丸となって取り組む所存でございます。

2016年度（第92期）における各事業の主要施策は、以下のとおりでございます。

・リテールソリューション事業

主力商品である国内及び海外市場向けPOSシステム、国内市場向け複合機及び国内市場向けオートIDシステム並びにその関連商品の拡販と、トータルソリューションの提供に向けて、マーケットニーズにマッチした新商品の開発・投入、地域に即した営業・マーケティングの展開、サービス事業・サブライ事業の強化、販売サービス網の最適化などにより、事業拡大を進めてまいります。なお、グローバルコマースソリューション事業については、業績回復に向けた抜本的施策を立案・実施してまいります。

・プリンティングソリューション事業

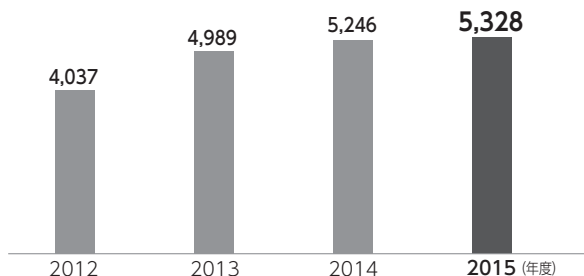
主力商品である海外市場向け複合機、海外市場向けオートIDシステム及びその関連商品並びに国内及び海外市場向けインクジェットの拡販と、幅広い商品群・マーケットを活かしたトータルソリューションの提供に向けて、戦略的新商品の開発・投入、地域に即した営業・マーケティング体制の展開、販売サービス網の最適化、新興国事業の強化などにより、収益体質の強化に努めてまいります。

株主の皆様には格別のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

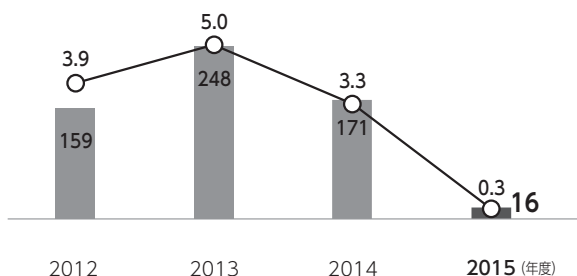
(5) 財産及び損益の状況の推移

区分	2012年度 第88期	2013年度 第89期	2014年度 第90期	2015年度 第91期 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	403,693	498,894	524,577	532,818
営業利益 (百万円)	15,885	24,800	17,062	1,601
営業利益率 (%)	3.9	5.0	3.3	0.3
経常利益 (△損失) (百万円)	14,867	20,920	10,391	△2,298
親会社株主に帰属する 当期純利益 (△損失) (百万円)	6,212	7,448	△1,149	△103,449
1株当たり当期純利益 (△損失) (円)	22.64	27.14	△4.18	△376.69
総資産 (百万円)	388,512	393,136	416,769	281,615
純資産 (百万円)	176,558	186,033	203,108	70,359

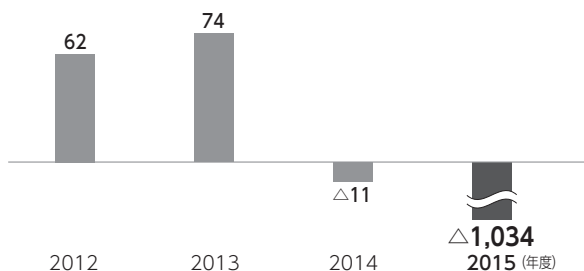
■ 売上高 (億円)



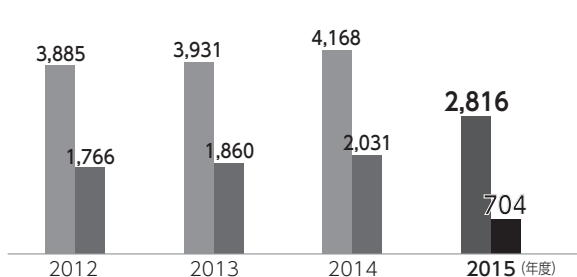
■ 営業利益 (億円) ○ 営業利益率 (%)



■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (△損失) (億円)



■ 総資産 (億円) ■ 純資産 (億円)



(注) 過年度決算に関し会計上の誤謬が判明したため、上記の表及びグラフに記載する2013年度 (第89期) 及び2014年度 (第90期) の数値は、当該誤謬の訂正後の数値を記載しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況 (2016年3月31日現在)

① 親会社の状況

- ・親会社との関係

親会社名	資本金	当社に対する議決権比率 (%)		当社との関係
(株) 東 芝	439,901百万円	直接 間接	52.7% 0.1%	資金運用のための預入 資金調達のための借入

- ・親会社との取引に関する事項

当社は、資金運用のために(株)東芝に対して資金の預入を行うとともに、資金調達のために同社より資金を借入れておりますが、資金の預入及び資金の借入に当たっては、同社以外からも金利の提示を受け、市場の実勢レートなどを勘案して決定しております。

このことから、当社取締役会は、親会社との当該取引が、当社独自の経営判断で決定されており、親会社からの一定の独立性が確保されているものと考え、当社の利益を害するものではないと判断しております。

- ・親会社グループにおける当社の位置づけ

当社は、東芝グループにおいて、リテールソリューション事業及びプリンティングソリューション事業を担い、開発・製造・販売などの事業全般に亘り、当社主体の事業運営を行っております。研究開発、相互の商品・部品供給、営業活動など、(株)東芝及び東芝グループ各社とは広範な事業協力関係にありますが、上場会社として、独立性を維持・確保する中で、今後とも連携を図ってまいります。

② 重要な子会社の状況

下記の重要な子会社を含め、当連結会計年度の連結子会社は86社（前連結会計年度末と同数）であります。

会社名	資本金または出資金	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容	所在地
東芝アメリカビジネスソリューション社	307,673千米ドル	50.1	プリンティングソリューション事業	米国
東芝テック深圳社	20,158千米ドル	95.7	プリンティングソリューション事業	中国
東芝テック香港調達・物流サービス社	2,000千香港ドル	100.0	プリンティングソリューション事業	中国
東芝テックソリューションサービス(株)	200百万円	100.0	リテールソリューション事業	東京都品川区
東芝グローバルコマースソリューション社	360,000千米ドル	* 100.0	リテールソリューション事業	米国
東芝テックドイツ画像情報システム社	11,000千ユーロ	100.0	プリンティングソリューション事業	ドイツ
東芝テックシンガポール社	40,000千シンガポールドル	100.0	リテールソリューション事業	シンガポール

会社名	資本金または出資金	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容	所在地
テックインドネシア社	1,500千 米ドル	* 100.0	リテールソリューション事業	インドネシア
東芝テックフランス 画像情報システム社	41,515千 ユーロ	100.0	プリンティングソリューション事業	フランス
東芝テックヨーロッパ 流通情報システム社	3,361千 ユーロ	* 100.0	リテールソリューション事業	ベルギー
東芝テック英国 画像情報システム社	26,117千 スターリングポンド	100.0	プリンティングソリューション事業	英国
(株) T O S E I	233百万円	100.0	リテールソリューション事業	伊豆の国市
東芝グローバルコマース ソリューション・メキシコ社	689,087千 メキシコペソ	* 100.0	リテールソリューション事業	メキシコ
テックインフォメーション システムズ(株)	140百万円	100.0	リテールソリューション事業	伊豆の国市
ポスコ社	100千 トルコリラ	* 99.9	リテールソリューション事業	トルコ
東芝グローバルコマース ソリューション・カナダ社	31,146千 カナダドル	* 100.0	リテールソリューション事業	カナダ
東芝グローバルコマース ソリューション・英国社	6千 スターリングポンド	* 100.0	リテールソリューション事業	英国
(株) テックプレジジョン	10百万円	100.0	プリンティングソリューション事業	三島市
東芝テックマレーシア製造社	35,000千 マレーシアリングギット	100.0	プリンティングソリューション事業	マレーシア
(株) テーイーアール	20百万円	* 100.0	リテールソリューション事業	東京都品川区
国際チャート(株)	376百万円	56.6	リテールソリューション事業	桶川市
東芝グローバルコマース ソリューション・オランダ社	18千 ユーロ	* 100.0	リテールソリューション事業	オランダ
東芝グローバルコマース ソリューション・ブラジル社	57,805千 ブラジルリアル	* 100.0	リテールソリューション事業	ブラジル
東芝グローバルコマース ソリューション・ホールディングス(株)	100百万円	* 100.0	リテールソリューション事業	東京都品川区

(注) ①当社の議決権比率の内、*印は間接所有を含めて表示しております。

②特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 主要な事業内容 (2016年3月31日現在)

主要な事業内容は、「1. 当社グループの現況に関する事項 (1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

(8) 主要な営業所及び工場 (2016年3月31日現在)

① 当社

区分	名称、所在地
本社	東京都品川区大崎一丁目11番1号
開発・製造拠点	静岡事業所 (三島市、伊豆の国市)
販売拠点	東北支社 (仙台市)、北関東支社 (さいたま市)、東京支社 (東京都品川区)、中部支社 (名古屋市)、関西支社 (大阪市)、中四国支社 (広島市)、九州支社 (福岡市) 他48支店・営業所

② 重要な子会社

重要な子会社の所在地は、「1. 当社グループの現況に関する事項 (6) 重要な親会社及び子会社の状況 ②重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。

(9) 従業員の状況 (2016年3月31日現在)

事業区分	従業員数 (名)	前連結会計年度末比増減 (名)
リテールソリューション	9,976	64(減)
プリンティングソリューション	10,625	604(増)
当社本社部門	501	18(減)
合計	21,102	522(増)

(注) 従業員数は、就業人員であります。

(10) 主要な借入先 (2016年3月31日現在)

借入先	借入金残高 (百万円)
(株) 東 芝	1,474

(11) 事業の譲渡、合併等企業再編行為等

(株)テックプレジジョンは、2015年7月1日付にて実装組立・プレス・成形などの事業を(株)キョウデンに譲渡いたしました。

(12) その他当社グループの現況に関する重要な事項

当社は、金融商品取引法第24条の4の4第1項に基づき、今後、関東財務局に提出する当事業年度の内部統制報告書において、以下のとおり開示すべき重要な不備がある旨を記載することを、2016年6月23日開催の取締役会で決議いたしました。

1. 開示すべき重要な不備の内容

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって、当事業年度末日現在において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

記

当社は、当事業年度決算において、決算手続きに想定以上の時間を要したことより決算発表を延期し、また、決算短信公表後も継続中の決算手続きにおいて修正事項が発見され、本日公表の「(訂正・数値データ訂正) [平成28年3月期決算短信 [日本基準] (連結)] の一部訂正に関するお知らせ」のとおり、決算の訂正を行いました。

これらの事象は、子会社である海外リテール事業（グローバルコマースソリューション事業）の現地法人での決算手続きにおいて、当事業年度末日以降に複数の修正事項が発見され、修正を行ったことが原因であります。具体的には、在庫評価額に係る誤謬、売上関連に係る誤謬、買掛金・未払金に係る誤謬等が発生し、修正を行いました。

これらは、以下の決算・財務報告プロセスに関する内部統制の不備であり、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。

- ①定期的な残高照合実施等の適正残高を維持する内部統制運用の不備
- ②決算スケジュールの適切な進捗を管理する内部統制運用の不備
- ③発見統制としての分析的手続きの不徹底
- ④仕訳入力担当者によるオペレーションのミスを防止する内部統制の不備

2. 事業年度末日までに是正できなかった理由

上記内部統制の不備は、当事業年度末日以降に発見されたため、当事業年度末日までに是正できませんでした。

3. 開示すべき重要な不備の是正方針

当社は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を認識しており、開示すべき重要な不備を是正するために、グローバルコマースソリューション事業の現地法人を中心に、経理組織体制を強化し、以下のような再発防止策を講じて適切な内部統制を整備・運用してまいります。

- ①内部統制の更なる強化
 - (1) 総勘定元帳残高を適正に保持するための適切な残高照合プロセスの運用
 - (2) 適時な決算完了に資するスケジュール管理の徹底
 - (3) 誤謬の早期発見に資する有効な分析的手続きの運用
 - (4) 仕訳記帳に関する有効なレビュー・承認の運用
- ②経理業務処理プロセスの更なる改善
 - (1) 業務プロセスの強化及び文書化
 - (2) 仕訳パターンの整理と改善
 - (3) 会計処理手順書の策定

なお、必要に応じて対策を追加してまいります。

4. 連結財務諸表等に与える影響

上記内部統制の不備に起因する必要な修正事項は、適正に修正しており、当事業年度の連結財務諸表及び財務諸表に与える影響はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2016年3月31日現在)

(1) 発行済株式の総数

274,640,436株 (自己株式13,505,268株を除く)

(2) 株主数

12,465名

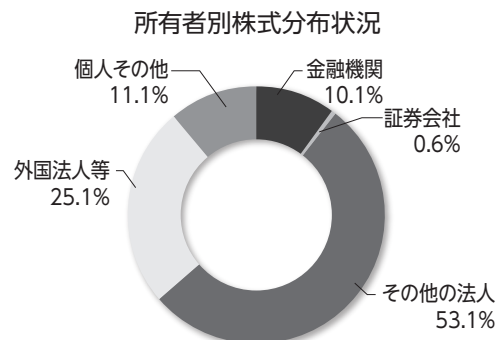
(3) 大株主

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
(株) 東 芝	144,137	52.5
ゴールドマンサックスインターナショナル	14,466	5.3
ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー レギュラーアカウント	9,264	3.4
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT T R E A T Y A C C O U N T	7,727	2.8
チェースマンハッタンバンクジーティーエス クライアントアカウントエスクロウ	6,178	2.2
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	4,665	1.7
ザバンクオブニューヨーク133524	4,248	1.5
東芝テック社員持株会	4,090	1.5
第一生命保険(株)	3,643	1.3
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	2,737	1.0

(注) 持株比率は、自己株式を除いた発行済株式総数により算出しております。

(4) その他会社の株式に関する重要な事項

該当事項はありません。



3. 会社の新株予約権等に関する事項 (2016年3月31日現在)

(1) 新株予約権等の状況

名称 (割当日)	行使期間	新株予約権 の数(個)	目的となる 株式の数(株)	1株当たり 払込金額(円)	1株当たり 行使価額(円)
第4回株式報酬型新株予約権 (2011年8月2日)	2011年8月3日から 2041年8月2日まで	24	24,000	316	1
第5回株式報酬型新株予約権 (2012年8月2日)	2012年8月3日から 2042年8月2日まで	29	29,000	291	1
第6回株式報酬型新株予約権 (2013年7月31日)	2013年8月1日から 2043年7月31日まで	38	38,000	550	1
第7回株式報酬型新株予約権 (2014年7月31日)	2014年8月1日から 2044年7月31日まで	61	61,000	667	1
第8回株式報酬型新株予約権 (2015年7月29日)	2015年7月30日から 2045年7月29日まで	64	64,000	602	1

(注) 上記の新株予約権は、役員退職慰労金に代わる株式報酬として、取締役（社外取締役を除く）及び執行役員に割り当てたものです。この新株予約権を割り当てられた取締役及び執行役員は、原則として、行使期間内で、かつ取締役及び執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日から10日以内に限り、新株予約権の全数を一括して行使することができます。

(2) 取締役及び執行役員が保有する新株予約権等の状況

名称	取締役（社外取締役を除く）		執行役員（取締役兼務者を除く）	
	新株予約権の数(個)	保有者数(名)	新株予約権の数(個)	保有者数(名)
第4回株式報酬型新株予約権	18	2	6	1
第5回株式報酬型新株予約権	22	2	7	1
第6回株式報酬型新株予約権	18	3	20	5
第7回株式報酬型新株予約権	29	5	32	8
第8回株式報酬型新株予約権	33	6	31	10

(注) 社外取締役及び監査役は、新株予約権を保有しておりません。

(3) 当事業年度中に交付した新株予約権等の状況

当社は、上記の第8回株式報酬型新株予約権に関して、取締役（社外取締役を除く）7名に38個を、執行役員（取締役兼務者を除く）10名に31個を、2015年7月29日付にて割り当てました。

なお、社外取締役、監査役及び従業員、並びに子会社の役員及び従業員に割り当てた新株予約権は、ありません。

(4) その他会社の新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項 (2016年3月31日現在)

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 社長	池田 隆之	社長執行役員、リスク・コンプライアンス統括責任者 (CRO)
取締役	山本 雅人	専務執行役員、社長補佐、生産担当、サービス・ソリューション事業開発担当
取締役	市原 一征	専務執行役員、品質・環境担当、商品・技術戦略企画部長
取締役	丹黒 浩	常務執行役員、リテール・ソリューション事業本部長
取締役	松本 敏史	常務執行役員、プリンティング・ソリューション事業本部長
取締役	坂邊 政継	常務執行役員、総務・法務担当、イノベーション推進部長、経営変革統括責任者
取締役	井上 幸夫	執行役員、リスクマネジメント担当、財務統括責任者 (CFO)、財務部長、リスクマネジメント部長
社外取締役	志賀 重範	(株)東芝 代表執行役副社長、電力・社会インフラ事業グループ担当、コミュニティ・ソリューション事業グループ担当 東芝原子力エナジーホールディングス (米国) 社 取締役社長 東芝原子力エナジーホールディングス (英国) 社 取締役社長
監査役	池田 浩之	(常勤)
監査役	川澄 晴雄	(常勤)
社外監査役	大内 猛彦	弁護士
社外監査役	松本 俊彦	(株)東芝 経営企画部グループ経営担当参事

(注) ①2015年7月13日 (第90期定時株主総会継続会開催日) 付にて、取締役 竹谷光巨氏は任期満了により、監査役 (常勤) 北野寛氏は辞任により、退任いたしました。

②2015年7月13日 (第90期定時株主総会継続会開催日) 付にて、松本敏史氏は取締役に、川澄晴雄氏は監査役に、新たに就任いたしました。

③当事業年度中において、社外取締役 下光秀二郎氏及び取締役 平田政善氏は次のとおり退任いたしました。

退任時の地位	氏名	退任日	退任事由	退任時の担当及び重要な兼職の状況
社外取締役	下光 秀二郎	2015年7月21日	辞任	(株)東芝 取締役、代表執行役副社長、コミュニティ・ソリューション事業グループ分担、営業統括部担当、コーポレートコミュニケーション部担当、デザインセンター担当、支社担当
取締役	平田 政善	2015年9月6日	辞任	常務執行役員、リスクマネジメント担当、財務統括責任者 (CFO)、財務部長、リスクマネジメント部長

④2015年10月2日 (臨時株主総会開催日) 付にて、井上幸夫氏は取締役に、志賀重範氏は社外取締役に、新たに就任いたしました。

⑤当社は、社外監査役 大内猛彦氏を東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出ております。

⑥2016年4月1日付にて、次のとおり担当などに変更がありました。

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
社外取締役	志賀重範	(株)東芝 代表執行役副社長、エネルギーシステムソリューション社・インフラシステムソリューション社担当兼エネルギーシステムソリューション社社長（電力・社会インフラ事業グループ・コミュニティ・ソリューション事業グループ担当） 東芝原子力エナジーホールディングス（米国）社 取締役社長 東芝原子力エナジーホールディングス（英国）社 取締役社長

⑦当社は、執行役員制度を導入しております。執行役員の員数は17名で、上記の取締役兼務者を除く執行役員の構成は、常務執行役員 谷嶋和夫氏、執行役員 川崎順一氏、同 麻生伸一氏、同 野波英隆氏、同 川村悦郎氏、同 松木幹一郎氏、同 鈴木道雄氏、同日吉武司氏、同 内山昌巳氏及び同 山口直大氏の10名となっております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員（名）	報酬等の額（百万円）
取締役 （内、社外取締役）	9 （—）	162 （—）
監査役 （内、社外監査役）	4 （1）	39 （3）

(注) ①当事業年度末現在の取締役8名及び監査役4名（内、社外取締役1名及び社外監査役2名）と、当事業年度中に退任された取締役3名（内、社外取締役1名）及び監査役1名とを合わせ、このうち無報酬の取締役2名及び監査役1名（内、社外取締役2名及び社外監査役1名）を除いて表示しております。

②報酬等の額には、以下を含めております。

- ・当事業年度の貸借対照表に計上した役員賞与引当金
該当事項はありません。
- ・当事業年度中に交付した以下の株式報酬型新株予約権
取締役7名 24百万円

③取締役の報酬額は、月額22百万円以内であります（1985年6月28日開催の第60期定時株主総会決議）。また、取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬型新株予約権に係る報酬額は、年額30百万円以内であります（2008年6月26日開催の第83期定時株主総会決議）。

④監査役の報酬額は、月額7百万円以内であります（2008年6月26日開催の第83期定時株主総会決議）。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係等

2015年7月21日付で辞任した社外取締役 下光秀二郎氏は、(株)東芝の取締役代表執行役副社長を兼務しておりました。

社外取締役 志賀重範氏は、(株)東芝の代表執行役副社長、東芝原子力エナジーホールディングス（米国）社の取締役社長及び東芝原子力エナジーホールディングス（英国）社の取締役社長を兼務しております。また、同氏は、(株)東芝の子会社の業務執行者及び当社の業務執行者の三親等以内の親族であります。

社外監査役 松本俊彦氏は、(株)東芝の従業員であります。

(株)東芝は当社の親会社であり、同社と当社との関係については「1. 当社グループの現況に関する事項 (6) 重要な親会社及び子会社の状況 ①親会社の状況」に記載のとおりであります。また、東芝原子力エナジーホールディングス（米国）社及び東芝原子力エナジーホールディングス（英国）社と当社との間に重要な取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	主な活動状況
社外取締役	下 光 秀 二 郎	辞任までに開催した取締役会7回の全て（100％）に出席いたしました。取締役会において意思決定の妥当性などを確保するための発言を適宜行っております。
社外取締役	志 賀 重 範	就任後に開催した取締役会9回の内7回（78％）に出席いたしました。取締役会において意思決定の妥当性などを確保するための発言を適宜行っております。
社外監査役	大 内 猛 彦	当事業年度に開催した取締役会21回及び監査役会19回の全て（100％）に出席いたしました。取締役会においては意思決定の適正性などを確保するための発言を、監査役会においては決議事項及び報告事項に関して必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	松 本 俊 彦	当事業年度に開催した取締役会21回及び監査役会19回の全て（100％）に出席いたしました。取締役会においては意思決定の適正性などを確保するための発言を、監査役会においては決議事項及び報告事項に関して必要な発言を適宜行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外監査役 大内猛彦氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項各号に掲げる額の合計額を限度として、損害賠償責任を負う旨の責任限定契約を締結しております。

④ 親会社または親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

34百万円

(4) その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

5. 会計監査人に関する事項 (2016年3月31日現在)

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区分	支払額 (百万円)
当社の会計監査人としての報酬等の額	116
当社グループが支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	312

(注) ①当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計額で記載しております。

②監査役会は、会計監査人の監査計画の内容及び前事業年度の監査実績の評価を行い、また社内関係部門から必要な資料を入手し報告を受け、報酬見積りの算出根拠の妥当性について検討を行ったうえ、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

③「1. 当社グループの現況に関する事項 (6) 重要な親会社及び子会社の状況 ②重要な子会社の状況」に記載する子会社の内、全ての海外子会社（東芝アメリカビジネスソリューション社、東芝グローバルコマースソリューション社、東芝テックフランス画像情報システム社、東芝テックヨーロッパ流通情報システム社、東芝グローバルコマースソリューション・メキシコ社、他6社）は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。

(4) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である指導業務などを委託し、対価を支払っております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められた場合、監査役全員の同意に基づき解任いたします。

また、監査役会は上記の場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、会計監査人の解任または不再任の議案の内容を決定し、株主総会に提出いたします。

(6) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

金融庁が2015年12月22日付で発表した懲戒処分等の内容の概要

① 処分対象

新日本有限責任監査法人

② 処分内容

- ・ 契約の新規の締結に関する業務の停止 3月（2016年1月1日から同年3月31日まで）
- ・ 業務改善命令（業務管理体制の改善）

③ 処分理由

- ・ (株)東芝の2010年3月期、2012年3月期及び2013年3月期における財務書類の監査において、上記監査法人の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したこと。
- ・ 同監査法人の運営が著しく不当と認められたこと。

(7) その他会計監査人に関する重要な事項

該当事項はありません。

6. 会社の体制及び方針 (2016年3月31日現在)

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社グループの業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ア. 取締役会は、全ての役員、従業員が共有する価値観と行動規範を明確化した「グループ行動基準」を策定し、取締役及び執行役員は、高い倫理観と遵法の間精神をもって「グループ行動基準」を遵守する。
 - イ. 取締役会は、定期的に取締役及び執行役員から職務執行状況の報告を受けるとともに、必要事項について取締役及び執行役員に随時取締役会で報告させる。
 - ウ. 取締役会は、経営監査部門長から定期的に経営監査結果の報告を受ける。
 - エ. 監査役は、定期的に取締役及び執行役員のヒアリングを行うとともに、経営監査部門長から経営監査結果の報告を受ける。
 - オ. 監査役は、「監査役に対する報告等に関する規程」に基づき、重要な法令違反等について取締役及び執行役員から直ちに報告を受ける。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ア. 取締役及び執行役員は、「情報セキュリティ管理基本規程」、「書類保存年限に関する規程」等に基づき、経営会議資料、経営決定書等重要書類、その他各種帳票類等の保存、管理を適切に行う。
 - イ. 取締役及び執行役員は、経営会議資料、経営決定書、計算関係書類、事業報告等の重要情報を取締役、執行役員及び監査役が閲覧できるシステムを整備する。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ア. Chief Risk-Compliance Management Officer (以下、CROという。)は、「リスク・コンプライアンスマネジメント基本規程」に基づき、リスク・コンプライアンス委員会の委員長として当社グループのクライシスリスク管理に関する施策を立案、推進する。施策の立案・推進にあたってはその実効性を確認・改善することにより、当社グループ全体の損失の危険の管理を適切に行う。
 - イ. 取締役及び執行役員は、「ビジネスリスクマネジメント基本規程」に基づき、当社グループのビジネスリスク要因の継続的把握とリスクが顕在化した場合の損失を極小化するために必要な施策を立案、推進する。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ア. 取締役会は、経営の基本方針を決定し、取締役及び執行役員が策定した当社グループの中期経営計画、年度予算を承認する。
 - イ. 取締役会は、取締役及び執行役員の権限、責任の分配を適正に行い、取締役及び執行役員は、「業務分掌規程」、「役職者職務規程」に基づき従業員の権限、責任を明確化する。
 - ウ. 取締役及び執行役員は、各部門、各従業員の具体的目標、役割を設定する。
 - エ. 取締役及び執行役員は、「取締役会規則」、「権限基準」等に基づき、適正な手続に則って業務の決定を行う。
 - オ. 取締役及び執行役員は、当社及び子会社の適正な業績評価を行う。
 - カ. 取締役及び執行役員は、情報セキュリティ体制の強化を推進するとともに、経理システム、決定システム等の情報処理システムを適切に運用する。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ア. 取締役社長は、継続的な従業員教育の実施等により、従業員に「グループ行動基準」を遵守させる。
 - イ. CROは、「リスク・コンプライアンスマネジメント基本規程」に基づき、リスク・コンプライアンス委員会の委員長として当社グループのコンプライアンスに関する施策を立案、推進する。
 - ウ. 当社は、役員及び従業員が当社の違法行為に接した場合、当社に対して通報できる制度（以下、内部通報制度という。）を設置し、取締役及び執行役員は、内部通報制度を活用することにより、問題の早期発見と適切な対応を行う。当該制度を利用したことを理由に、不利な取扱いをしないことを「グループ行動基準」に明記する。
- ⑥ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ア. 当社は、独立性を維持・確保する中で、親会社と適切な連携を図りながら、業務の適正を確保するための体制を整備する。
 - イ. 子会社は、「グループ行動基準」を採択、実施し、各国の法制、事情に応じ内部通報制度を整備する。
 - ウ. 当社は、子会社の事業運営に関して重要事項が生じた場合は、「業務連絡要綱」等に基づき当社に報告が行われる体制を構築する。
 - エ. 当社は、内部統制項目につき、子会社を含めた適切な施策を立案し、これを各子会社の実情に応じて推進させる。
 - オ. 国内の子会社は、「グループ監査役監査方針」に基づいた監査役等の監査体制を構築する。
 - カ. 当社は、必要に応じ子会社の効率的職務執行状況及び業務プロセスを対象とした経営監査を実施する。
 - キ. 当社は、当社グループに共通する制度、業務プロセスを適正かつ効率的に運用し、共有する資源について適正かつ効率的に配分する体制を構築する。

監査役の職務の執行のために必要なもの

- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ア. 取締役及び執行役員は、監査役の職務を補助するため監査役室を設置する。
- ⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ア. 取締役及び執行役員は、監査役室の所属従業員の人事等について、監査役と事前協議を行う。当該従業員は、もっぱら監査役の指揮命令に従う。
- ⑨ 監査役への報告に関する体制
- ア. 取締役、執行役員、従業員は、「監査役に対する報告等に関する規程」に基づき、経営、業績に影響を及ぼす重要な事項が生じたとき、監査役に対して都度報告を行う。
- イ. 国内の子会社は、「グループ監査役連絡会」等を通じ、定期的に当該子会社の状況等を監査役に報告をする。
- ウ. 取締役社長は、監査役に対し経営会議等重要な会議への出席の機会を提供する。
- ⑩ 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ア. 監査役に報告をした当社グループの役員及び従業員については、報告を行ったことを理由に、不利な取扱いをしないことを「監査役に対する報告等に関する規程」に明記する。
- ⑪ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ア. 当社は、監査役がその職務の執行につき、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払等を請求した時は、担当部門が審議の上、当該請求に係る費用等が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用等を処理する。
- ⑫ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ア. 取締役社長は、定期的に監査役と情報交換を行う。
- イ. 取締役、執行役員、従業員は、定期的な監査役の往査・ヒアリング等を通じ、職務執行状況を監査役に報告する。
- ウ. 経営監査部門長は、期初に経営監査の方針、計画について監査役と事前協議を行い、経営監査結果を監査役に都度報告する。

- 工. 監査役は、期初の会計監査計画、期中の会計監査の状況、期末会計監査の結果等について会計監査人に説明、報告を行わせる。
- オ. 取締役及び執行役員は、期末決算、四半期決算について取締役会の承認等の前に監査役に説明を行う。
- カ. 取締役社長は、経営監査部門長の独立性確保に留意し、経営監査部門長の人事について、監査役に事前連絡、説明を行う。
- キ. 取締役及び執行役員は、業務プロセスを対象とした経営監査の実施結果を監査役に都度報告する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ア. 取締役及び執行役員は、取締役会が策定した「グループ行動基準」に則り、高い倫理観と遵法の精神をもって職務を執行しております。
 - イ. 取締役会は、定期的に取り締役及び執行役員から職務執行状況の報告を受けるとともに、必要事項について取締役及び執行役員に随時取締役会で報告させております。
 - ウ. 取締役会は、経営監査部門長から半期に1回経営監査結果の報告を受けております。
 - エ. 監査役は、定期的に取り締役及び執行役員に対しヒアリングを行っております。また、監査役は、経営監査部門長から経営監査結果について都度報告を受けております。
 - オ. 当社は、「監査役に対する報告等に関する規程」に取り締役、執行役員及び従業員が監査役に対して報告すべき事項を定め、監査役が重要な法令違反等について取締役、執行役員及び従業員から報告を受けるための体制を整備しております。また、監査役は、個別の事案に関して、必要に応じて関係部門に情報提供を求め報告を受けております。なお、当事業年度において、重大な法令違反に関する報告はありませんでした。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ア. 取締役及び執行役員は、取締役会資料、経営会議資料、経営決定書等重要書類、その他各種帳票類等を、「情報セキュリティ管理基本規程」、「書類保存年限に関する規程」等に基づき適切に保存、管理しております。
 - イ. 取締役及び執行役員は、取締役会資料、経営会議資料、経営決定書、計算関係書類、事業報告等の重要情報を、文書または電子データの形式により一覧性・検索性の高い状態で保存、管理し、取締役、執行役員及び監査役が容易に閲覧できる状態を維持しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ア. CROは、「リスク・コンプライアンスマネジメント基本規程」に基づき、リスク・コンプライアンス委員会の委員長として半期に1回リスク・コンプライアンス委員会を開催し、当社グループのクライシスリスク管理及びコンプライアンスに係る重点施策等(以下、施策等という。)を審議、決定するとともに、施策等の実行に必要な体制を構築し、施策等を推進しております。また、CROは、リスク・コンプライアンス委員会で定期的に施策等の実行フォローを行い実効性の確認を行うとともに、必要に応じて施策等を改善することにより、当社グループ全体の損失の危険を最小化するよう努めております。
- イ. 取締役及び執行役員は、「ビジネスリスクマネジメント基本規程」に基づき、当社グループのビジネスリスク要因の継続的把握とリスクが顕在化した場合の損失を極小化するために必要な施策を立案、推進しております。また、特にビジネスリスクが想定される案件については、ビジネスリスクの評価プロセスの妥当性、他に検討すべきリスク、対応策の妥当性等について検討した上で、必要な施策を立案、推進しております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ア. 取締役会は、経営の基本方針を決定し、取締役及び執行役員が策定した当社グループの中期経営計画、年度予算を、実現可能性及び基本方針との整合性等について審議したうえで、承認しております。
- イ. 取締役会は、取締役及び執行役員の権限、責任の分配を適正に行い、取締役及び執行役員は、「業務分掌規程」、「役職者職務規程」に基づき従業員の権限、責任を明確化しております。
- ウ. 取締役及び執行役員は、取締役会から与えられた自らの権限及び責任に基づき、各部門、各従業員の具体的目標、役割を設定しております。
- エ. 取締役及び執行役員は、「取締役会規則」、「権限基準」等に基づき、案件の重要性に応じて取締役会、経営会議、経営決定書等の適切な決定機関で審議の上、業務の決定を行っております。
- オ. 取締役及び執行役員は、半期及び年度毎に経営会議等で審議の上、当社及び子会社の業績評価を適切に行っております。
- カ. 当社は、情報セキュリティ強化の観点から、「情報セキュリティ管理基本規程」等を定め、情報の適正な管理を実施しており、取締役及び執行役員は、当該規程等に基づき、情報セキュリティ体制の強化を推進するとともに、経理システム、決定システム等の情報処理システムを適切に運用しております。

- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ア. 取締役社長は、「グループ行動基準」や会計コンプライアンス等をテーマとするeラーニング教育及び階層別教育等を、当社グループの役員及び従業員に対し定期的かつ必要に応じ実施することにより、役員及び従業員に「グループ行動基準」の遵守を徹底しております。
 - イ. 上記「③損失の危険の管理に関する規程その他の体制 ア.」に記載のとおりであります。
 - ウ. 当社は、リスク・コンプライアンス部門及び社外の弁護士事務所を窓口とする内部通報制度を設置するとともに、当該制度を利用したことを理由に、不利な取扱いをしないことを「グループ行動基準」及び「リスク・コンプライアンスマネジメント基本規程」に定めております。取締役及び執行役員は、内部通報制度を活用し、問題の早期発見と適切な対応を行うとともに、役員及び従業員による当該制度の利用を促進するため、社内のイントラネット等で当該制度の周知を図っております。また、取締役及び執行役員は、内部通報制度への通報実績を適宜監査役に報告しております。なお、当事業年度において重大な法令違反等に関する報告はありませんでした。
- ⑥ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ア. 当社は、東芝グループにおいて、リテールソリューション事業及びプリンティングソリューション事業を担い、開発・製造・販売などの事業全般に亘り、当社主体の事業運営を行っております。研究開発、相互の商品・部品供給、営業活動など、(株)東芝及び東芝グループ各社とは広範な事業協力関係にありますが、上場会社として、独立性を維持・確保する中で、今後とも連携を図ってまいります。
 - イ. 子会社は、当社の要請に基づき「グループ行動基準」を採択、実施しており、各国の法制、事情に応じ内部通報制度を整備しております。また、当社は、子会社に対し、「グループ行動基準」や会計コンプライアンス等をテーマとするeラーニング教育及び階層別教育等を、子会社の役員及び従業員に対し定期的かつ必要に応じて実施するよう要請しており、子会社は、当社の要請に応じ当該教育等を実施しております。
 - ウ. 当社は、子会社に対し、子会社の事業運営に関して重要事項が生じた場合は、「権限基準」及び「業務連絡要綱」等に基づき当社に報告し、または当社の事前承認を得るよう周知、徹底しております。
 - エ. 当社は、内部統制項目につき、子会社を含めた適切な施策を立案し、これを各子会社の実情に応じて推進させております。
 - オ. 国内の子会社は、「グループ監査役監査方針」に基づいた監査役等の監査体制を構築しております。
 - カ. 経営監査部門長は、監査計画に従い、子会社の効率的職務執行状況及び業務プロセスを対象とした経営監査を実施し、監査結果を取締役社長及び監査役等に報告しております。また、子会社の取締役社長に監査結果を通知するとともに、監査指摘事項への対応状況を確認し、取締役社長及び監査役等に報告しております。

- キ. 当社は、当社グループに共通する制度、業務プロセスを適正かつ効率的に運用し、共有する資源について適正かつ効率的に配分する体制を構築することにより、当社グループの利益の最大化を図っております。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ア. 取締役及び執行役員は、監査役の職務を補助するため監査役室を設置し、従業員2名を専任者として配置しております。
- ⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ア. 取締役及び執行役員は、監査役室の所属従業員の人事等について、監査役と事前協議を行っております。当該従業員は、監査役室の専任者であり、もっぱら監査役の指揮命令に従って業務を行っております。
- ⑨ 監査役への報告に関する体制
- ア. 取締役、執行役員及び従業員は、経営、業績に影響を及ぼす重要な事項が生じたときは、「監査役に対する報告等に関する規程」に基づき、監査役に対して都度報告を行っております。
- イ. 国内の子会社は、当事業年度中に2回開催された「グループ監査役連絡会」や当社監査役による往査等を通じ、定期的に当該子会社の状況等を監査役に報告しております。
- ウ. 取締役社長は、監査役に対し経営会議等重要な会議への出席の機会を提供し、監査役は出席した会議において必要な発言を適宜行っております。
- ⑩ 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ア. 当社は、監査役に報告をした当社グループの役員及び従業員については、報告を行ったことを理由に、不利な取扱いをしないことを「監査役に対する報告等に関する規程」に定めております。
- ⑪ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ア. 当社は、監査役がその職務の執行につき、当社に対し、会社法第388条及び「監査役監査基準」に基づく費用の前払等を請求した時は、担当部門が審議の上、当該請求に係る費用等が当該監査役職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用等を監査役に支払うための処理を行っております。

⑫ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ア. 取締役社長は、監査役が定める「監査役会規則」及び「監査役監査基準」に基づき、定期的かつ必要に応じて監査役と情報交換等を行っております。
- イ. 取締役、執行役員及び従業員は、定期的な監査役の往査・ヒアリング等を通じ、職務執行状況を適切に監査役に報告しております。
- ウ. 経営監査部門長は、期初に経営監査の方針及び計画について監査役と事前協議を行い、当該協議に基づき経営監査を実施するとともに、経営監査結果を監査役に都度報告しております。
- エ. 監査役は、期初の会計監査計画、期中の会計監査の状況、期末会計監査の結果等について、定期的に会計監査人に説明及び報告を行わせております。
- オ. 取締役及び執行役員は、期末決算及び四半期決算について、取締役会の承認等の前に必ず監査役に説明を行っております。
- カ. 取締役社長は、経営監査部門長の独立性確保に留意し、経営監査部門長の人事については、監査役に事前連絡及び説明を行った上で、決定しております。
- キ. 取締役及び執行役員は、内部統制関連部門による業務プロセスを対象とした経営監査の実施結果を、監査役に都度報告しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

・剰余金の配当

剰余金の配当については、中長期的な成長のための戦略的投資などを勘案しつつ、連結配当性向30%程度を目標とし、配当の継続的な増加を目指してまいります。

しかしながら、当事業年度に係る剰余金の配当については、前記の厳しい状況に鑑み、中間配当及び期末配当ともに誠に遺憾ながら無配といたしました。株主の皆様におかれましては、何卒ご了承賜りたいと存じます。

・自己株式の取得

自己株式の取得については、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するために、適切に実施してまいります。

(注) 事業報告中の記載金額は、億円単位は表示単位未満を四捨五入、百万円単位は表示単位未満を切り捨てて表示しております。また、事業報告中の株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2016年3月31日現在)

(単位：百万円)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	194,694	流動負債	158,604
現金及び預金	22,217	支払手形及び買掛金	71,175
グループ預け金	443	短期借入金	3,407
受取手形及び売掛金	76,470	リース債務	4,435
商品及び製品	38,468	未払金	29,557
仕掛品	1,960	未払法人税等	3,643
原材料及び貯蔵品	6,428	役員賞与引当金	56
未収入金	20,168	その他	46,327
繰延税金資産	4,913	固定負債	52,652
その他	26,397	長期借入金	16
貸倒引当金	△2,774	リース債務	5,954
固定資産	86,862	役員退職慰労引当金	117
有形固定資産	31,345	退職給付に係る負債	38,687
建物及び構築物	6,880	その他	7,877
機械装置及び運搬具	7,506	負債合計	211,256
工具、器具及び備品	4,544	純資産の部	
土地	2,119	株主資本	46,411
リース資産	6,711	資本金	39,970
建設仮勘定	3,583	資本剰余金	52,970
無形固定資産	16,940	利益剰余金	△41,006
のれん	8,633	自己株式	△5,523
顧客関連資産	710	その他の包括利益累計額	10,969
その他	7,596	その他有価証券評価差額金	1,476
投資その他の資産	38,576	繰延ヘッジ損益	71
投資有価証券	4,881	為替換算調整勘定	11,740
退職給付に係る資産	1,325	最小年金負債調整額	△461
繰延税金資産	17,227	退職給付に係る調整累計額	△1,857
その他	15,203	新株予約権	116
貸倒引当金	△61	非支配株主持分	12,862
繰延資産	59	純資産合計	70,359
創立費	59	負債純資産合計	281,615
資産合計	281,615		

連結損益計算書 (2015年4月1日から2016年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		532,818
売上原価		315,732
売上総利益		217,085
販売費及び一般管理費		215,483
営業利益		1,601
営業外収益		
受取利息及び配当金	439	
その他	371	810
営業外費用		
支払利息	962	
為替差損	837	
デリバティブ評価損	542	
その他	2,369	4,711
経常損失		△2,298
特別損失		
減損損失	85,023	
事業構造改革費用	1,440	
事業譲渡損	325	86,788
税金等調整前当期純損失		△89,087
法人税、住民税及び事業税	12,514	
法人税等調整額	965	13,479
当期純損失		△102,566
非支配株主に帰属する当期純利益		882
親会社株主に帰属する当期純損失		△103,449

連結株主資本等変動計算書 (2015年4月1日から2016年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	39,970	52,965	65,921	△5,542	153,316	
誤謬の訂正による 累積的影響額			△1,556		△1,556	
誤謬訂正後当期首残高	39,970	52,965	64,364	△5,542	151,759	
連結会計 年度中 変動額	剰余金の配当		△1,922		△1,922	
	親会社株主に帰属 する当期純損失		△103,449		△103,449	
	自己株式の取得			△18	△18	
	自己株式の処分		5		37	
	株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額(純額)					
	当期変動額合計	—	5	△105,371	18	△105,347
	当期末残高	39,970	52,970	△41,006	△5,523	46,411

	その他の包括利益累計額						新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計	
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	最小年金 負債調整額	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計				
当期首残高	1,513	3	18,157	△568	354	19,461	116	31,830	204,723	
誤謬の訂正による 累積的影響額			△142		85	△56		△2	△1,615	
誤謬訂正後当期首残高	1,513	3	18,014	△568	440	19,404	116	31,828	203,108	
連結会計 年度中 変動額	剰余金の配当								△1,922	
	親会社株主に帰属 する当期純損失								△103,449	
	自己株式の取得								△18	
	自己株式の処分								42	
	株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額(純額)	△37	67	△6,274	106	△2,297	△8,435	△0	△18,965	△27,401
	当期変動額合計	△37	67	△6,274	106	△2,297	△8,435	△0	△18,965	△132,749
	当期末残高	1,476	71	11,740	△461	△1,857	10,969	116	12,862	70,359

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の数 86社
- ② 主要な連結子会社の名称

東芝アメリカビジネスソリューション社、東芝テック深圳社、東芝テック香港調達・物流サービス社、東芝テックソリューションサービス(株)、東芝グローバルコマースソリューション社、東芝テックドイツ画像情報システム社、東芝テックシンガポール社、テックインドネシア社、東芝テックフランス画像情報システム社、東芝テックヨーロッパ流通情報システム社、東芝テック英国画像情報システム社、(株)TOSEI、東芝グローバルコマースソリューション・メキシコ社、テックインフォメーションシステムズ(株)、ポスコ社、東芝グローバルコマースソリューション・カナダ社、東芝グローバルコマースソリューション・英国社、(株)テックプレジジョン、東芝テックマレーシア製造社、(株)ティーイーアール、国際チャート(株)、東芝グローバルコマースソリューション・オランダ社、東芝グローバルコマースソリューション・ブラジル社、東芝グローバルコマースソリューション・ホールディングス(株)

当連結会計年度において、株式取得により海外で4社増加している。また、株式売却により海外で2社減少、清算により海外で2社減少している。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の非連結子会社の数 なし
- ② 持分法適用の関連会社の数 なし
- ③ 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社

アドバンスドサプライマニファクチャリング(株)他2社は重要性が乏しいため、持分法の適用範囲から除外している。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、東芝グローバルコマースソリューション・ホールディングス(株)及びその子会社(東芝グローバルコマースソリューション社、東芝グローバルコマースソリューション・インド社、東芝グローバルコマースソリューション・韓国社、ティーテック・レシーバブルズ社を除く32社)並びに東芝テック深圳社の決算日は12月31日である。連結計算書類の作成に当たっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要取引については、連結上必要な調整を行っている。

なお、その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致している。

(4) 会計方針に係る事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定している。)

時価のないもの

主として移動平均法による原価法

ロ. デリバティブ 時価法

ハ. たな卸資産

主として、商品、製品及び半製品は先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定)、仕掛品及び原材料は移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定)、貯蔵品は最終仕入原価法によっている。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用している。

- . 無形固定資産(リース資産を除く)
定額法を採用している。ただし、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上する方法を採用している。自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間に基づく定額法を採用している。
- ハ. リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。
- ③ 重要な繰延資産の処理方法
創立費は5年で均等償却している。
- ④ 重要な引当金の計上基準
 - イ. 貸倒引当金
債権の貸倒に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。
 - . 役員賞与引当金
役員賞与の支出に備えるため、内規による必要額を計上している。
 - ハ. 役員退職慰労引当金
一部の国内関係会社において、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規による必要額を計上している。
- ⑤ 重要なヘッジ会計の方法
為替予約取引に係る評価損益は繰延ヘッジ処理によっている。
なお、振当処理の要件を満たしているものについては、振当処理を行っている。
- ⑥ のれんの償却方法および償却期間
のれんは5～17年で均等償却している。ただし、僅少なものは発生年度の損益に計上している。
- ⑦ その他連結計算書類の作成のための重要な事項
 - イ. 退職給付に係る負債の計上基準
退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上している。
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法は、給付算定式基準によっている。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主に10年)による定額法により費用処理している。
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主に10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理している。
未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上している。
 - . 消費税等の会計処理
税抜方式によっている。
 - ハ. 連結納税制度の適用
連結納税制度を適用している。
 - ニ. 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示している。

2. 会計方針の変更に関する注記

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。), 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。), 及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金とし

で計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更している。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更している。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っている。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用している。

なお、この変更に伴う当連結会計年度末の連結貸借対照表及び当連結会計年度の連結損益計算書、当連結会計年度の1株当たり純資産額、1株当たり当期純損失金額への影響は軽微である。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

「未収入金」の表示方法は、従来、連結貸借対照表上、流動資産の「その他」(前連結会計年度20,277百万円)に含めて表示していたが、重要性が増したため、当連結会計年度より、「未収入金」(当連結会計年度20,168百万円)として表示している。

「未払金」の表示方法は、従来、連結貸借対照表上、流動負債の「その他」(前連結会計年度15,501百万円)に含めて表示していたが、重要性が増したため、当連結会計年度より、「未払金」(当連結会計年度29,557百万円)として表示している。

4. 誤謬の訂正に関する注記

(1) 誤謬の内容

当連結会計年度において、当社が退職給付債務の計算を委託している外部の年金数理計算受託会社の事務過誤に起因して、過年度における退職給付債務の計算に誤りがあることが判明したため、誤謬の訂正を行っている。当該訂正に際して、過年度において重要性がないために訂正を行っていない誤謬についても併せて訂正している。

当該誤謬の訂正による累積的影響額は、当連結会計年度の期首における純資産の帳簿価額に反映されている。

(2) 当連結会計年度の期首における純資産額に対する影響額

影響額については、連結株主資本等変動計算書の「誤謬の訂正による累積的影響額」に記載している。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 105,199百万円

(2) 偶発債務

保証債務 134百万円

(銀行借入等保証)

グループ従業員住宅ローン 134百万円

輸出為替手形(信用状なし)割引高 112百万円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 288,145,704株

(2) 配当に関する事項

① 配当支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2015年6月16日 取締役会	普通株式	1,922	7.0	2015年3月31日	2015年6月29日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの 該当事項はなし。

(3) 新株予約権等に関する事項

新株予約権の目的となる株式の種類及び株式数
普通株式

216,000株

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については、主として東芝グループファイナンス制度による短期的な運用を原則としている。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っている。また、投資有価証券は主に株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っている。

デリバティブ取引は、為替相場の変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針である。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2016年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額(※3)	時価(※3)	差額
(a) 現金及び預金	22,217	22,217	—
(b) グループ預け金	443	443	—
(c) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金(※1)	76,470 △2,752		
	73,717	73,717	—
(d) 未収入金	20,168	20,168	—
(e) 投資有価証券 その他有価証券	3,232	3,232	—
(f) 支払手形及び買掛金	(71,175)	(71,175)	—
(g) 短期借入金	(3,407)	(3,407)	—
(h) 未払金	(29,557)	(29,557)	—
(i) デリバティブ取引(※2)	329	329	—

※1 受取手形及び売掛金に個別に計上されている貸倒引当金を控除している。

※2 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示している。

※3 負債に計上されているものについては、()で示している。

(注) ① 金融商品の時価の算定方法及び有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(a) 現金及び預金、(b) グループ預け金、(c) 受取手形及び売掛金、並びに (d) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(e) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっている。

(f) 支払手形及び買掛金、(g) 短期借入金、並びに (h) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(i) デリバティブ取引

これらの時価については、先物為替相場によっている。

なお、為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている受取手形及び売掛金と支払手形及び買掛金と預り金と一体として処理されているため、その時価はそれぞれの勘定科目の時価に含めて記載している。

- ② 非上場株式(連結貸借対照表計上額4,881百万円の内、1,649百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(e) 投資有価証券 其他有価証券」には含めていない。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|--------------------------|----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 208円93銭 |
| (2) 1株当たり親会社株主に帰属する当期純損失 | △376円69銭 |

9. 企業結合に関する注記

(共通支配下の取引等)

東芝グローバルコマースソリューション・ホールディングス(株)の追加株式取得

当社は、2016年1月28日に開催した取締役会において、2012年8月1日に実施したIBM Corporation (IBM) のリテール・ストア・ソリューション事業の譲受けから一定期間経過後に取得する予定であった東芝グローバルコマースソリューション・ホールディングス(株)の株式(発行済株式の19.9%に相当)をIBMから取得することに関する株式譲渡契約の締結を決議し、同日付で当該契約を締結した。当該契約の実行により、2016年1月29日付で、東芝グローバルコマースソリューション・ホールディングス(株)及びその子会社は当社の100%子会社となった。

(1) 取引の概要

① 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称	東芝グローバルコマースソリューション・ホールディングス(株)及びその子会社
事業の内容	ITと統合ソリューションを通じたハードウェア(システム&テクノロジー)、ソフトウェア、サービス、コンサルティング等

② 企業結合日

取得日：2016年1月29日

③ 企業結合の法的形式

非支配株主からの株式取得

④ 結合後企業の名称

変更なし

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」、及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、非支配株主との取引として処理している。

(3) 株式を追加取得した場合に掲げる事項

被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	160.5百万米ドル(19,120百万円)
-------	----	-----------------------

(取得による企業結合)

東芝テックシンガポール社によるTele Dynamics Sdn. Bhd.の株式取得

(1) 企業結合の概要

当社グループ会社である東芝テックシンガポール社は、2015年4月1日付でTele Dynamics Sdn. Bhd.の株式取得を実行した。これに伴い、Tele Dynamics Sdn. Bhd.とその子会社3社(Tele Dynamics Solution Sdn. Bhd.、B-Excele Sdn. Bhd.、Thaicom Network Co., LTD.)の子会社化を行うとともに、マレーシア、タイにおいて事業を開始した。

なお、出資比率は、東芝テックシンガポール社が51.0%、Questland Development Sdn. Bhd.が49.0%であるが、一定期間経過後に東芝テックシンガポール社が同社を100%子会社にする予定である。

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称	Tele Dynamics Sdn. Bhd.及びその子会社3社(Tele Dynamics Solution Sdn. Bhd.、B-Excele Sdn. Bhd.、Thaicom Network Co., LTD.)
事業の内容	マレーシア、タイでのMFP、POS、BCSの販売及びメンテナンス、IT事業、ソリューション開発

- ② 企業結合を行った主な理由
マレーシア、タイの販売会社を子会社化することにより、プリンティングソリューション市場における当社の事業拡大を目指すためである。
- ③ 企業結合日
2015年4月1日
- ④ 企業結合の法的形式
株式取得
- ⑤ 結合後企業の名称
東芝テックマレーシア社、テレ ダイナミクス ソリューション社、ビーエクセル社、東芝テックタイ社
- (2) 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間
2015年4月1日から2016年3月31日まで
- (3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳
- | | |
|-------|----------|
| 取得の対価 | 現金 |
| 取得原価 | 1,693百万円 |
- (4) 主要な取得関連費用及び金額
- | | |
|-----------|-------|
| アドバイザー費用等 | 23百万円 |
|-----------|-------|
- (5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
- ① 発生したのれんの金額
- | | |
|----------|--------|
| のれんの発生金額 | 278百万円 |
|----------|--------|
- ② 発生原因
企業結合時の時価純資産額が取得原価を下回ったため、その差額をのれんとして認識している。
- ③ 償却方法及び償却期間
8年にわたる均等償却
- (6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳
- | | |
|------|----------|
| 流動資産 | 4,527百万円 |
| 固定資産 | 3,262百万円 |
| 資産合計 | 7,790百万円 |
| 流動負債 | 3,296百万円 |
| 固定負債 | 1,720百万円 |
| 負債合計 | 5,017百万円 |
- (7) 取得原価のうちののれん以外の無形固定資産に配分された金額及び種類別の償却年数
- | | | |
|--------|--------|-------------|
| | 金額 | 償却年数 |
| 顧客関連資産 | 781百万円 | 11年にわたる均等償却 |

計算書類

貸借対照表 (2016年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	86,631
現金及び預金	3,441
受取手形	1,308
売掛金	48,563
商品及び製品	14,881
仕掛品	1,090
原材料及び貯蔵品	2,035
繰延税金資産	1,752
未収入金	12,001
短期貸付金	36,443
その他	5,534
貸倒引当金	△40,419
固定資産	102,991
有形固定資産	11,815
建物	3,790
構築物	216
機械及び装置	1,151
車両及び運搬具	0
工具、器具及び備品	2,296
土地	1,248
リース資産	77
建設仮勘定	3,034
無形固定資産	5,286
ソフトウェア	4,141
その他	1,144
投資その他の資産	85,889
投資有価証券	4,577
関係会社株式	44,046
関係会社出資金	8,870
繰延税金資産	13,298
差入保証金	2,217
長期未収入金	12,384
その他	1,792
貸倒引当金	△1,298
資産合計	189,623

(単位：百万円)

科目	金額
負債の部	
流動負債	148,118
支払手形	948
買掛金	57,353
短期借入金	1,474
未払金	7,238
未払費用	11,293
未払法人税等	945
預り金	65,830
その他	3,034
固定負債	23,204
退職給付引当金	21,464
その他	1,740
負債合計	171,322
純資産の部	
株主資本	16,986
資本金	39,970
資本剰余金	52,970
資本準備金	49,183
その他資本剰余金	3,787
利益剰余金	△70,432
その他利益剰余金	△70,432
圧縮記帳積立金	51
別途積立金	22,000
繰越利益剰余金	△92,483
自己株式	△5,523
評価・換算差額等	1,198
その他有価証券評価差額金	1,127
繰延ヘッジ損益	71
新株予約権	116
純資産合計	18,301
負債純資産合計	189,623

損益計算書 (2015年4月1日から2016年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		261,496
売上原価		201,283
売上総利益		60,212
販売費及び一般管理費		63,460
営業損失		△3,247
営業外収益		
受取利息	108	
受取配当金	2,904	
その他	445	3,458
営業外費用		
支払利息	565	
貸倒損失	289	
為替差損	150	
その他	391	1,397
経常損失		△1,186
特別損失		
貸倒引当金繰入額	41,572	
子会社株式評価損	71,906	
減損損失	465	
事業譲渡損	368	114,313
税引前当期純損失		△115,499
法人税、住民税及び事業税	318	
法人税等調整額	115	433
当期純損失		△115,933

株主資本等変動計算書 (2015年4月1日から2016年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金			利益剰余金合計			
					圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	39,970	49,183	3,782	52,965	284	22,000	26,251	48,535	△5,542	135,930	
誤謬の訂正による累積的影響額								△1,112	△1,112	△1,112	
誤謬訂正後当期首残高	39,970	49,183	3,782	52,965	284	22,000	25,138	47,423	△5,542	134,817	
事業年度中変動額	圧縮記帳積立金の取崩				△232		232	—		—	
	剰余金の配当						△1,922	△1,922		△1,922	
	当期純損失						△115,933	△115,933		△115,933	
	自己株式の取得								△18	△18	
	自己株式の処分			5	5				37	42	
	株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			5	5	△232	—	△117,622	△117,855	18	△117,831
	当期変動額合計	—	—	5	5	△232	—	△117,622	△117,855	18	△117,831
当期末残高	39,970	49,183	3,787	52,970	51	22,000	△92,483	△70,432	△5,523	16,986	

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計	
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計			
当期首残高	1,171	3	1,175	116	137,221	
誤謬の訂正による累積的影響額					△1,112	
誤謬訂正後当期首残高	1,171	3	1,175	116	136,109	
事業年度中変動額	圧縮記帳積立金の取崩				—	
	剰余金の配当				△1,922	
	当期純損失				△115,933	
	自己株式の取得				△18	
	自己株式の処分				42	
	株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△43	67	23	△0	23
	当期変動額合計	△43	67	23	△0	△117,808
当期末残高	1,127	71	1,198	116	18,301	

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している。)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品、製品及び半製品は先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定)、仕掛品及び原材料は移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定)、貯蔵品は最終仕入原価法によっている。

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用している。

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用している。ただし、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上する方法を採用している。自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間に基づく定額法を採用している。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法は、給付算定式基準によっている。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理している。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により、それぞれ発生の日次から費用処理している。

(6) ヘッジ会計の方法

為替予約取引に係る評価損益は繰延ヘッジ処理によっている。

なお、振当処理の要件を満たしているものについては、振当処理を行っている。

- (7) 消費税等の会計処理
税抜方式によっている。
- (8) 連結納税制度の適用
連結納税制度を適用している。
- (9) 記載金額の表示
記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示している。

2. 会計方針の変更に関する注記

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更している。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更する。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用している。なお、当事業年度において、計算書類に与える影響額は無い。

3. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

「長期未収入金」の表示方法は、従来、貸借対照表上、投資その他の資産の「その他」(前事業年度68百万円)に含めて表示していたが、重要性が増したため、当事業年度より、「長期未収入金」(当事業年度12,384百万円)として表示している。

(損益計算書)

「デリバティブ評価益」の表示方法は、前事業年度において損益計算書上、営業外収益の「デリバティブ評価益」(前事業年度985百万円)として表示していたが、重要性が乏しくなったため、当事業年度より、営業外収益の「その他」(当事業年度246百万円)に含めて表示している。

4. 誤謬の訂正に関する注記

(1) 誤謬の内容

当事業年度において、当社が退職給付債務の計算を委託している外部の年金数理計算受託会社の事務過誤に起因して、過年度における退職給付債務の計算に誤りがあることが判明したため、誤謬の訂正を行っている。当該訂正に際して、過年度において重要性がないために訂正を行っていない誤謬についても併せて訂正している。

当該誤謬の訂正による累積的影響額は、当事業年度の期首における純資産の帳簿価額に反映されている。

(2) 当事業年度の期首における純資産額に対する影響額

影響額については、株主資本等変動計算書の「誤謬の訂正による累積的影響額」に記載している。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する短期金銭債権	71,311百万円
売掛金	27,063百万円
未収入金	7,880百万円
短期貸付金	36,368百万円
関係会社に対する短期金銭債務	88,877百万円
買掛金	15,636百万円
短期借入金	1,474百万円
未払金	5,697百万円
未払費用	2,026百万円
預り金	64,042百万円
関係会社に対する長期金銭債権	11,853百万円
長期未収入金	11,853百万円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額	49,197百万円
(3) 偶発債務	
保証債務	111百万円
(銀行借入等保証)	
従業員住宅ローン	111百万円
輸出為替手形(信用状なし)割引高	112百万円

6. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との営業取引の取引高	202,774百万円
売上高	72,647百万円
仕入高	130,127百万円
(2) 関係会社との営業取引以外の取引高	4,341百万円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式保有数	13,505,268株
---------	-------------

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	無形固定資産	5,998百万円
	有価証券減損	23,269百万円
	貸倒引当金	12,774百万円
	未払賞与	1,160百万円
	退職給付引当金	6,589百万円
	その他	2,013百万円
	繰延税金資産小計	51,805百万円
	評価性引当金	△36,074百万円
	繰延税金資産合計	15,731百万円

繰延税金負債	固定資産圧縮記帳積立金	△22百万円
	その他有価証券評価差額金	△626百万円
	繰延ヘッジ損益	△31百万円
	繰延税金負債合計	△681百万円
	繰延税金資産の純額	15,050百万円

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	(株) 東芝	(被所有) 直接 52.7% 間接 0.1%	当社資金運用の ための受取等 役員兼任	資金の預入及び 資金の借入	(注1)	短期借入金	1,474
				利息の支払 (注2)	23		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の預入及び資金の借入については、資金の決済が随時行われており、取引金額としての把握が困難であるため、当事業年度末の残高のみ記載している。

(注2) (株)東芝に対する資金の預入及び資金の借入については、当事者以外からも金利の提示を受け、市場の実勢レート等を勘案して決定している。

(注3) 上記金額のうち取引金額には消費税等を含まず、期末残高には消費税等を含んで表示している。

(2) 子会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	東芝アメリカ ビジネス ソリューション社	所有 直接 50.1%	当社製品の販売等 資金の預り受け 役員兼任 役員の派遣	当社製品の 販売等 (注1)	34,225	売掛金	11,242
				資金の預り受け	(注3)	預り金	12,845
				利息の支払 (注4)	62		
子会社	東芝テック ソリューション サービス(株)	所有 直接100.0%	当社製品の保守委託等 役員兼任 役員の派遣	当社製品の 保守委託等	49,253	未収入金 買掛金	2,063 5,586
				資金の預り受け	(注3)	預り金	3,994
				利息の支払 (注4)	6		
子会社	東芝グローバル コマース ソリューション・ ホールディングス(株)	所有 直接100.0%	資金の貸付 役員兼任 役員の派遣	資金の貸付	36,309	短期貸付金	36,309 (注5)
				利息の受取 (注4)	86	未収入金	3,223 (注5)
						長期 未収入金	10,680 (注5)
子会社	東芝テック ドイツ画像情報 システム社	所有 直接100.0%	当社製品の販売等 役員兼任 役員の派遣	当社製品の 販売等 (注1)	25,154	売掛金	7,729
子会社	東芝テック フランス画像情報 システム社	所有 直接100.0%	資金の預り受け 役員の派遣	資金の預り受け	(注3)	預り金	2,688
				利息の支払 (注4)	-		

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子会社	東芝テック ヨーロッパ 流通情報システム社	所有 直接 58.1%	資金の預り受け 役員兼任 役員の派遣	資金の預り受け	(注3)	預り金	2,287
				利息の支払	1		
子会社	東芝テック深圳社	所有 直接 95.7%	技術援助料等 当社製品の製造等 資金の預り受け 役員兼任 役員の派遣	ロイヤリティ等	823	売掛金	3,408
				当社製品の 購入等 (注2)	35,614	買掛金	3,495
				資金の預り受け	(注3)	預り金	19,989
				利息の支払	341		
子会社	東芝テック シンガポール社	所有 直接100.0%	当社製品の販売等 資金の預り受け 役員兼任 役員の派遣	当社製品の 販売等	4,930	売掛金	2,221
				資金の預り受け	(注3)	預り金	6,985
				利息の支払	14		
子会社	(株)TOSEI	所有 直接100.0%	資金の預り受け 役員兼任 役員の派遣	資金の預り受け	(注3)	預り金	2,654
				利息の支払	4		
子会社	東芝テック 香港調達物流 サービス社	所有 直接100.0%	資金の預り受け 役員兼任 役員の派遣	資金の預り受け	(注3)	預り金	5,286
				利息の支払	10		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 製品の販売等については、市場価格・総原価を勘案して、当社希望価格を提示し交渉の上、一般的取引条件と同様に決定している。

(注2) 製品の購入等については、市場の実勢価格を勘案し価格交渉の上、発注を決定している。

(注3) 資金の預り受けについては、資金の決済が随時行われており、取引金額としての把握が困難であるため、当事業年度末の残高のみ記載している。

(注4) 資金の預り受け及び資金の貸付については、当事者以外からも金利の提示をうけ、市場の実勢レート等を勘案して決定している。

(注5) 短期貸付金、未収入金及び長期未収入金について41,572百万円の貸倒引当金を計上している。

(注6) 上記金額のうち取引金額には消費税等を含まず、期末残高には消費税等を含んで表示している。

10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 66円21銭
- (2) 1株当たり当期純損失 △422円15銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2016年6月23日

東芝テック株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野 水 善 之	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	南 山 智 昭	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	稻 吉 崇	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東芝テック株式会社の2015年4月1日から2016年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東芝テック株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

連結注記表の誤謬の訂正に関する注記に記載されているとおり、会社は当連結会計年度において、誤謬の訂正を行い、期首の純資産額を修正している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2016年6月23日

東芝テック株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野水善之	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	南山智昭	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	稻吉崇	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東芝テック株式会社の2015年4月1日から2016年3月31日までの第91期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

個別注記表の誤謬の訂正に関する注記に記載されているとおり、会社は当事業年度において、誤謬の訂正を行い、期首の純資産額を修正している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2015年4月1日から2016年3月31日までの第91期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②内部統制システム（取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制）の状況を監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等から当該内部統制の評価の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からその構築及び運用の状況について報告を受けました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ⑤2015年12月22日付の金融庁による会計監査人に対する業務改善命令に関しては、2016年1月29日付で金融庁に対し業務改善計画が提出されている旨報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「行政処分を踏まえた自主点検結果」について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。財務報告に係る内部統制については、当期の計算書類等の監査の過程において重要な修正事項が発見されたことから、決算・財務報告プロセスに関して、開示すべき重要な不備が存在すると判断しました。当該不備に起因する必要な修正事項は適正に修正されており、監査役会としては、取締役及び執行部門の講じる再発防止策による適切な内部統制の整備、運用状況を引き続き監視、検証します。
 - ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2016年6月23日

東芝テック株式会社 監査役会

監査役（常勤） 池田 浩之 ㊟
 監査役（常勤） 川澄 晴雄 ㊟
 監査役 大内 猛彦 ㊟
 監査役 松本 俊彦 ㊟

注) 監査役大内猛彦及び監査役松本俊彦は、社外監査役であります。



UD FONT

